

第3号議案 令和4(2022)年度事業計画 (案)

認定 特定非営利活動法人 おおいた成年後見権利擁護支援センター

今年の1月17日でバトンは満5歳になりました。今6年目を迎えることが出来ていることは、設立当初の事を考えますと夢のようです。

これも偏に役員の皆様方のご厚情とご協力のたまものです。深謝申し上げます。

2018年度から3年間はWAM助成を、2021年度は日本財団からと金銭的には大変恵まれた中で、地域支援活動として権利擁護支援事業と成年後見事業を色々な縛りもなく必要と考える活動が自由にできたことは、権利擁護支援の推進、成年後見制度普及啓発や地域福祉づくりにとって大変有意義であったと考えます。

困りごとや課題の多い生活を送られている方にとっての相談先探しは困難と聞きます。専門職の相談員がチームで相談対応ができる機会の確保が必要です。

また、日頃から顔と顔の見える温かい関係性が築かれ、居心地の良い居場所で、気になったことが自然に言葉として出てくる、交流しやすい、相談し易い環境づくりがこれからも必要と考えます。なんでも相談会やバトンカフェ、支援者の質の向上を図るための勉強会等はこれからも行っていきたいと考えます。

これまで同様、権利擁護支援事業と成年後見事業に真摯に取り組んでまいりますので、今年度もご協力をよろしくお願いいたします。

【基本方針】

障害があってもなくても、地域で、違いを認め合い、みんなと一緒に暮らす事ができる地域づくりがすすむ事を願い、当法人のスローガン「お互いが思いやりを持って、協働しあう、心あたたまる地域づくりを目指します」をかかげ、役割を確実に果たしてまいります。

【重点項目】

1. 成年後見制度利用促進の周知活動と支援

中核機関の4つの機能と言われる(1)広報・啓発(制度の広報周知)、(2)相談受付等(相談・発見、情報集約)、(3)成年後見制度の利用促進(後見等申立て支援等)、(4)後見人等への支援(後見等開始後の継続的な支援)は、バトンカフェや勉強会、養成講座などの活動にふくまれ、行政・包括・施設職員から申立てに関する相談や申立書作成支援等も行っていますので、要請があれば引き続き支援をしていきます。

2. 法人後見事業と市民後見人養成講座の実施

これからは、支援をする側と受ける側に分かれるだけではなく、地域住民が、お互いが助け合い、対等で思いやりのある関係性を築きながら、笑顔で暮らせる地域づくりの1つとして、国がすすめているのが市民後見推進事業です。高齢化に伴う成後見人不足の単に補充的役割ではなく、地域づくりの担い手として、重要な役割を担う質の高い権利擁護支援者の育成を図るこの事業をすすめていきます。

3. 居場所づくりへのアウトリーチ

地域密着型のバトンカフェの存在意義は大きく、より多くの地域での開催が望まれることから、自法人主催の開催だけにとどまらず、他の地域でも実施が可能となる取組みが出来るようアウトリーチして、側面的支援(エンパワメント)をおこなってまいります。

【事業計画】 ★は、日本財団助成事業(4月～9月まで)

1. 成年後見事業

(1)市町村からの委託事業

- ① 法人後見事業の委託・管理
- ② 法人後見事業の立上げ支援と運営のアドバイス

(2)法人独自の成年後見事業

a 登録制複数担当方式(専門職:金銭管理、市民後見人:身上保護)法人後見の運営【成年後見事業】

- ① 目的:いつでも相談が出来て、誰でも必要な人が成年後見制度を利用することができる
- ② 内容:1.法人後見支援員(市民後見人)として登録した担当者が被後見人と面談をして見守り支援(身上の保護)をする。

③いつでも困ったときに、相談が出来る場所の提供

日時:1回/2週(法人内支援員(市民後見人)と被後見人(施設等)で調整)

月曜日～金曜日まで(9時～16時まで相談窓口の開設)

場所:事務局、被後見人の入所施設又は居宅

対象者:被後見人の後見事務ならびに法人内支援員(市民後見人)の指導教育バックアップ

b 登録者の専門職と市民後見人の複数担当方式

c 登録制市民後見人1人での金銭管理と身上保護

(3)家庭裁判所から直接選任された市民後見人と契約を行い、指導・監督を行う

2. 権利擁護支援事業

①バトン市民後見人養成講座

- 1) 目的:認知症や障がいなどで判断能力が低下した方の権利と財産を守るため、成年後見制度を活用の活用支援と法人後見支援員(市民後見人)の育成
- 2) 内容:30単位・60時間予定(後見活動や権利擁護支援に必要な科目)
- 3) 日時:未定
- 4) 場所:リアルとオンラインのハイブリット方式
- 5) 対象者:大分県下の住民

②成年後見制度に関する相談(津久見市社協)

- 1) 目的:権利擁護と成年後見制度の啓発普及のため
- 2) 内容:権利擁護と成年後見制度等の困りごとの相談を受ける
- 3) 日時:1回/月、第4水曜日 13:30～15:30
- 4) 場所:無料で、津久見市社協ふれあいセンター
- 5) 対象者:大分県下の住民

★バトン何でも相談会

医療・福祉・介護保険・障がい・消費者被害・労務関連等各種専門職が一堂に会し、相談を受けます。予定回数:2回

③行政専門職のための事例検討会・勉強会 バトンゼミナール(地域の質の良い支援者の育成)

- 1) 内容:事務局で準備した事例等で事例検討会他
- 2) 日時:未定

3) 場所：リアルとオンラインのハイブリット方式 公民館等会場 or バトン事務所

4) 対象者：法人後見支援員のフォローアップ研修、行政職員、地域の相談員、社会福祉士ケアマネ、福祉従事者、権利擁護支援、社会貢献活動に関心のある一般市民等

④★バトンカフェ(毎月第2日曜日：白杵商工会議所1階フロアと要望により他地域で開催)

1. 要支援者の早期発見早期対応のためと、居場所づくりを目的に開催する。

障がいがあっても、なくても、誰もが集える場を、みんなで作っていきます。顔と顔の見える関係づくりを広げて、何かあったら、お互いさまの精神で、助け合っていく、思いやりのある心あたたまる地域にみんなですべて、していきましょう。対象は、0歳から120歳まで、障がいがあっても、無くてはどなたでも参加できます。

2. 新たにカフェ設置を希望している団体等への開催アドバイス指導。

⑤おたがいさま事業

高齢や障がいがある方、子育て家庭等へ食品や日用品の配布等。

⑥バトン地域見守り隊事業

バトンゼミナール・バトン市民後見人養成講座修了者が、支援として見守り支援が必要な方のお手伝いをします。

⑦バトン図書館

不要になった書籍を寄付していただき、無料で貸し出しを行います。貧困家庭の負の連鎖等が問題になっています。貧困から抜け出すための方法として、学力や知識を身につけることだと言われています。また、児童虐待等の早期発見にもつながる活動です。

⑧バトン講師派遣事業

バトン講師派遣事業は、講師登録制で60分2万円で、登録者が受託する事業です。行政や各団体、事業所などに、講義名、講義内容、講師名等の一覧表を配布して、依頼を受け日程等の調整を行います

⑨総合相談(随時何でも相談)

1) バトンカフェで「なんでも相談会」を開催します。

2) 保健・医療・福祉・権利擁護に関する相談全般を、随時受け付けています。

⑩バトン行政職員・専門相談員・ケアマネ・ケアスタッフのための相談窓口

⑪死後事務委任契約

⑫ボランティア・研修受入れ事業

⑬任意代理契約事業

必要に応じて契約により支援をおこないます。

⑭事業所と相談契約

契約により会社や事業所のヘルスマメンタルケアや職員への相談支援をおこないます。

⑮権利擁護支援実践協議会

成年後見制度利用促進に寄与するための活動です。地域の関連機関との会議や支援活動、学習会等を行い、権利擁護支援の必要性とその普及を図ります。

3. 法人内の取り組み

(1)会議の開催

総会、理事会、職員会議、相談員会議、法人内支援員会議を開催します。

(2)支援者の拡大

当法人の活動やパンフレット等をおして、バトン支援者(正会員、賛助会員、寄付者)の拡大を目指します。

(3)委員会や研修会への参加